

地方公共団体に対する調査・照会業務の業務・システム見直し方針

2005年(平成17年)6月30日
各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定

「電子政府構築計画」(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2004年(平成16年)6月14日一部改定)に基づき、以下のとおり、地方公共団体に対する調査・照会業務(以下、調査・照会業務と記述)の業務・システム見直し方針を定める。

総務省を中心に各府省は、連携し協力しながら本見直し方針に沿って、調査・照会業務について、必要な見直しを行い、その最適化に取り組むものとする。

第1 対象範囲

本方針が対象とする調査・照会業務は、国の行政機関が政策の立案等その業務の遂行に必要な基礎資料を得るために、地方公共団体に対して行う調査・照会に対する回答など各種の報告を求める業務(電話等による口頭での照会、会議等の出席者確認等は除く。)であり、これらの業務の企画、準備、調査、審査、集計・分析、公表、提供及び評価並びにこれらに付随する業務及びシステムを範囲とする。

第2 最適化の基本理念

調査・照会業務の最適化にあたっては、これにより国の行政機関等が急激に変化する内外の社会経済情勢に迅速かつ的確に対応した政策の立案や実施等コア業務への重点的な対応を図っていくとの視点に十分留意しつつ、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)及び「IT政策パッケージ-2005」(平成17年2月24日IT戦略本部決定)並びに電子政府構築計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり基本理念を掲げる。

- (1) 調査・照会業務については、電子化を推進するとともに、霞が関 WAN 及び総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用することにより、業務の効率化を推進する。
- (2) 調査・照会業務に係る汎用的に利用可能なシステムを整備し、情報システムの集約を図ることにより、システム投資及びシステム運用の効率化を推進する。
- (3) 調査・照会業務における業務プロセス等の標準化や合理化及び調査・照会データの共有等を行うことにより、業務の効率化を推進する。

- (4) 調査・照会業務のうち、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものについて、廃止を含めた必要な見直しを行い、業務の合理化・効率化を推進する。

第3 現状と課題

1 業務・システムの現状

調査・照会業務は、国の行政機関がその業務の遂行のために必要な基礎資料を得るために、地方公共団体に対し各種の調査等の形態で実施しているものである。収集したデータは集計・分析等を行い、政策立案時等の重要なデータとして活用するとともに、その一部は一般にも公開され、公的なデータとして各方面で広く活用されている。

国の行政機関は、日常的かつ多数の調査・照会業務を実施しており、その数は定期的を実施しているもの(統計調査は除く。)に限定しても府省合計で700を超えている。調査・照会業務は、このように数が多いことに加え、国の行政機関の各部局単位でそれぞれのルート、媒体、方法等で実施されており、また、国の行政機関・地方公共団体間、国の行政機関間、国の行政機関内の部局間でのデータ共有が十分に行われていないこと等により、非効率が生じている現状がある。

2 業務・システムの課題

調査・照会データの作成から回答、結果の活用に至るまで、いくつかの課題が存在している。これらの課題を以下に挙げる。

(1)業務面からみた課題

調査・照会業務における業務面から見た主な課題を以下に示す。

ア 紙による調査・照会が多いこと

電子媒体による調査・照会を実施しているものもあるが、依然紙による調査・照会が多く、全体の約6割になっている。紙による調査・照会は、データの共有や再利用を困難にする要因であり、またデータ入力等の作業が発生し、過度な負担とミスが発生させる要因となっている。

調査・照会業務の電子化を推進する必要がある。

イ 調査・照会業務が各部局単位で他部局等との連携や調整なく実施されていること

調査・照会業務は多くの場合各部局単位で実施されているが、国の行政機関全体として整合性を図りながら実施されていないため、調査・照会項目の重複等が生じていたり、用語の不統一が存在している。

調査・照会項目の重複は、地方公共団体職員に同一のデータを複数回記入(入力)することを強いることとなり、また記入(入力)ミスによる整合性の不備が発生する要因となっている。

また、用語の不統一は、地方公共団体職員が項目の内容を誤解し、ミスを引き起こす要因となる。同様に、他の分析データを活用したい場合等において弊害となる。

調査・照会の重複項目の整理や用語の統一等を推進するとともに、共通データの管理・共有の仕組みを構築する必要がある。

ウ 調査・照会の依頼から回収、集計までに多くの作業を要すること

調査・照会業務の中でも特に、本省から都道府県等経由で市町村に依頼され、回答時はその逆のルートで回収されるものが全体の約4割になっている(平成17年4月1日現在の市町村数は2,395)。本省や都道府県等の経由機関において、依頼から回収、集計までには審査等も含め多くの作業を要している。

これらの作業の軽減を図り、調査・照会業務の効率化・迅速化を推進する必要がある。

エ 進捗管理が難しいこと

依頼した調査・照会の進捗を担当部署において適切に管理するための仕組みが確立されておらず、進捗状況の把握のためには個別に確認を行う作業が必要となっており、調査・照会業務を円滑かつ迅速に行うことを困難にする要因となっている。

調査・照会業務を円滑かつ迅速に行うことができるよう、進捗管理を行う仕組みを整備する必要がある。

オ 職権訂正の際の原本管理や版数管理が必要なこと

地方公共団体から提出されたデータに対しては、必要に応じて職権訂正が行われ、各地方公共団体に通知されている。調査・照会データの原本は各地方公共団体が管理しており、地方公共団体はその通知を受け原本を修正するため、修正ミスや版数管理のミスが発生する要因となっている。

適切な原本管理や版数管理を行える仕組みを構築する必要がある。

(2) システム・技術面からみた課題

調査・照会業務におけるシステム面からの主な課題を以下に示す。

- ア 調査・照会業務に係るシステムが統一されていないこと
調査・照会業務ごとにシステム整備がされているものや独自に専用ネットワークを構築しているものがある等、システム投資やシステム運用面において非効率が生じている。
調査・照会業務のシステムの統合を推進する必要がある。
- イ 入力画面及び帳票が統一されていないこと
調査・照会業務に係る入力画面、帳票の統一が図られておらず、入力に時間がかかったり、ミスが発生したりする場合がある。
入力画面や帳票の統一を推進する必要がある。
- ウ 調査・照会データの共有等が十分に行われていないこと
電子媒体による調査・照会を実施している場合においても、データの形式や単位、コード体系、項目名などの標準化が行なわれていないため、データの交換、データの共有及び再利用を阻害する要因となっている。
データの標準化等を進め、調査・照会データの共有等を推進する必要がある。

第4 見直し方針

「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」（平成16年2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議事務局）の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえ、業務及び情報システムの徹底した見直しを行う。

- 1 調査・照会業務の電子化の推進、霞が関WAN及び総合行政ネットワーク（LGWAN）の活用による業務の効率化
 - ア 調査・照会業務における情報の交換については、電子的に行うものとする。
 - イ 調査・照会業務に係るシステムの整備にあたっては、霞が関WAN及び総合行政ネットワーク（LGWAN）を活用するものとする。
- 2 国の行政機関共通のシステム開発・運用によるシステム関連経費の削減
 - ア 国の行政機関、あるいは部局が個別にシステムを開発・運用するのではなく、国の行政機関全体で完全性及び可用性を考慮した調査・照会業

務(すべての市町村又はそれに準ずる数の機関を対象として年1回以上定期的に調査票の収集を行う統計調査を含む。)に係る共通システムを開発・運用することにより、開発経費、開発期間及び運用経費を削減する。

イ 円滑なシステム間連携が実現されることを前提に、汎用パッケージソフトウェアを積極的に活用し、短期開発・低コストによる開発をめざす。

3 調査・照会業務におけるデータの標準化等による国の行政機関・地方公共団体間、国の行政機関間、国の行政機関内の部局間のデータ交換の円滑化・共有化の推進

ア 調査・照会データの形式や単位、コード体系、項目名などの標準化や文字コードの統一等を図り、国の行政機関・地方公共団体間、国の行政機関間、国の行政機関内の部局間のデータ交換の円滑化・共有化を推進する。

イ 重複する内容の調査・照会を極力排除するために、繰り返し調査・照会を求める項目を共通データとして管理し、別の調査・照会業務でも利用可能とする。

4 業務手順(ワークフロー)等の見直しによる業務処理の合理化・迅速化、システムの安全性・信頼性の向上

ア 調査・照会業務に係る業務フローを見直すとともに、業務フローをパターン化し、自動化する。また、現在の進捗状況が把握できる仕組みを実現する。

なお、業務フローの見直しにあたっては、各部局の役割・責任の明確化や各部局間での重複的な処理の撤廃、必要性の乏しい調査・照会業務の廃止や頻度の軽減、帳票の統廃合、業務処理における滞留の解消、権限委任、などの視点に留意するものとする。

イ 国の行政機関及び地方公共団体の職員が容易な操作で利用できるインターフェイスを提供する。

ウ システム構築にあたってはセキュリティポリシーを策定し、当該セキュリティポリシーを踏まえた定期的なセキュリティ監査を行い、システムの運用を継続的に見直す。また、利用者を制限する認証機能の他、調査・照会データの暗号化、利用者のアクセスログ管理等により十分なセキュリティ機能を提供する。

エ 調査・照会業務における一連の手続の再現性を担保するトレーサビリティ機能を確保する。

5 統括的なシステム企画・管理体制の整備と外部委託の推進

ア システム保守・運用業務においては、定常的な業務はできる限り外部委託することや一元化・集中化することによって効率化し、国の行政機関の職員は企画や管理など中心業務に特化する。

イ 技術的な知見や、最新の IT 動向、他組織の動向等を踏まえたものとなるよう、高度かつ適切なシステム企画を実現する。

ウ システム運用においては SLA(サービスレベル保証)を明確にした契約をすることにより、サービスレベルの確保、安定したシステム保守・運用を行う。

6 調査・照会業務の整理

ア 国の行政機関において調査・照会業務を実施するにあたっては、共通データに所要のデータが存在するか確認した上で、不足しているデータに関してのみ調査・照会業務を実施するものとする。

イ 調査・照会業務のうち、緊急性や必要性に乏しいもの、他の調査・照会案件と重複項目が多いもの、目的、趣旨、項目等に共通性・類似性が高いもの等については、廃止・統合を含めた必要な見直しを行うものとする。

7 各府省と地方公共団体の連絡調整

6 を効果的に実施するため、「電子行政推進国・地方公共団体協議会」及びその検討・作業部会である「霞が関 WAN・LGWAN 連携部会」を活用し、各府省と地方公共団体との間の意見交換や調整等を推進するものとする。

第 5 最適化計画の策定

本方針を踏まえ、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議の下、総務省が中心となって、2005 年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早期に最適化計画を策定する。